

一般社団法人柏ラグビースクール規約

平成 5年	4月	1日	制定
平成 27年	4月	13日	改訂
平成 28年	4月	1日	改訂
平成 29年	4月	1日	改訂
平成 30年	4月	1日	改訂
平成 31年	4月	1日	改訂
令和 2年	6月	7日	改訂
令和 2年	9月	1日	改訂
令和 3年	4月	1日	改訂

第1章（総則）

第1条（名称）

本会は、一般社団法人柏ラグビースクール（以下「本会」という）と称する。

第2条（本部事務所）

本会の本部事務所は下記に置く。

〒277-0886 柏市西柏台 2-3-1-706 中村 孝一 気付 柏ラグビースクール

第3条（連絡窓口）

本会の連絡窓口は下記の本会代表とする。

中村 孝一

〒277-0886 柏市西柏台 2-3-1-706 TEL 04-7170-2922

第4条（目的・事業）

本会は、柏市及び周辺地域でラグビーフットボール競技の健全なる発展に寄与すること及び柏ハカの継承活動を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 本会会員向けのラグビー競技活動・行事等の企画・実行
- (2) 本会会員チームの編成及びこれと同様の目的を有する他チームとの試合の企画・実行
- (3) 会員名簿の作成及び会報の発行等
- (4) 本会会員に対する技術指導
- (5) 本会会員に対する財政援助
- (6) 本会会員以外へのラグビーフットボール競技の普及啓蒙活動
- (7) 本会会員向けの柏ハカ継承活動
- (8) 本会会員以外への柏ハカの普及啓蒙活動
- (9) その他本会の目的遂行に必要な事項

第2章（会員）

第5条（会員の資格・義務）

1. 本会は、入会を希望する3歳～中学3年生及び指導者をもって構成する。
2. 入会を希望するものは所定の入会申込書を提出する。指導者にあつてはコーチ会議の承認を受ける。
3. 会員は別に定める年会費を納付しなければならない。

第6条（除籍・除名）

長期にわたり年会費を納めない者、著しく不当な行動、言動をとつた者、又は正当な理由なくして音信不通の者は会員の資格を失うことがある。第3章（役員・会議）

第7条（役員）

本会に以下の役員を置く。

代表	1名
ゼネラルマネージャー	1名
ゼネラルマネージャー補佐	1名
代表補佐兼中学部渉外	1名
代表補佐兼小学部渉外	1名
カテゴリマネージャー	若干名（カテゴリに1名）
会計	1名
代表コーチ	若干名
ヘッドコーチ	若干名

その他、別途定める「柏ラグビースクールコーチングガイド」（以下「ガイドブック」という）において運営に必要な役員を若干名選任する。

第8条（コーチ会議・代表コーチ会議）

1. コーチ会議は、代表、代表補佐兼渉外、ゼネラルマネージャー、カテゴリマネージャー、会計及び指導者全員をもって構成し、代表が招集するものとし、総会承認事項の事前審議を行うとともに、本会の事業に関する方針及び重要な個別事項を審議決定する。
2. 代表コーチ会議は、代表、ゼネラルマネージャー、代表補佐兼渉外（中学部、小学部）、会計、代表コーチ、カテゴリマネージャーをもって構成し、必要に応じて、代表が招集するものとし、本会の事業の企画・実行に関する事項を審議・決定する
3. 会議の議事録はゼネラルマネージャーがこれを保管する。
4. その他、運営に必要な会議については「ガイドブック」に定める。

第9条（選任）

1. 代表、ゼネラルマネージャー、代表補佐兼渉外（中学部、小学部）、会計、代表コーチ、カテゴリマネージャーは、コーチ会議において候補者を選出し、総会で選任する。
2. 代表コーチは各カテゴリーより1名、選任する。
3. ヘッドコーチは各学年より1名、選任する。
4. 役員は相互に兼ねることができる。
5. その他、運営に必要な役員については「ガイドブック」に定める。

第10条（職責）

1. 代表は本会の会務を総括し本会を代表する。また会計監査を行う。
2. ゼネラルマネージャーは総務全般及び本会の重要な特定業務や本会の事業を企画・実行する。
3. 代表補佐兼渉外（中学部・小学部）は代表を補佐し、ゼネラルマネージャーとともに第4条に掲げる本会の事業を企画・実行する。
4. カテゴリマネージャーはゼネラルマネージャーを補佐し総務全般及び本会の重要な特定業務や本会の事業を企画・実行する。
5. 会計は本会の予算管理をおこなう。
6. 重要な事項については総会又はコーチ会議の承認を得なければならない。
7. その他、運営に必要な職責については「ガイドブック」に定める。

第11条（任期）

役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第12条（欠員の補充）

任期期間中に役員欠員が生じた場合は、コーチ会議において補欠を選出して代表がこれを委嘱し、直近の総会に報告し承認を受ける。その任期は前任者の残任期間とする。

第13条（顧問）

1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、重要な会務の諮問に応ずる。

第4章（総会）

第14条（招集）

1. 定時総会は、年1回、毎年3月に代表が招集する。
2. 臨時総会は、必要に応じコーチ会議の要請により代表が招集する。

第15条（承認事項）

以下の事項は総会の承認を得なければならない。

- (1) 代表、ゼネラルマネージャー、代表補佐兼渉外（中学部、小学部）、カテゴリマネージャー、会計、代表コーチの選任
- (2) 前年度事業報告及び次年度事業計画
- (3) 前年度決算報告及び次年度予算
- (4) 規約の変更
- (5) 年会費の額及び徴収方法
- (6) その他コーチ会議において必要と認めた事項

第16条（採決等）

1. 総会の議事の決定は、指導者会員の出席の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は代表が採決する。
2. 総会に出席できない指導者会員は書面をもって総会における議決権行使を、他の出席会員に委任することが出来る。

3. 総会の議事録はゼネラルマネージャーがこれを保管する。

第5章（会計及び年会費）

第17条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第18条（会費等）

1. 本会の経費は、年会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
2. 会員は年会費として小中学生1万5千円、未就学児1万3千2百円、指導者は6千円を前年度3月中に納入する。
3. 年度途中での入会は月割り計算し納入する。
4. 年度途中での退会は年会費の返金をおこなわない。
5. 会員は入会時に入会金として3千円を納入する。
6. 入会金、年会費等の納入は原則として本会の銀行口座への振込とする。
8. 本会の会計を監査の上、総会にて報告する。

第19条（資産管理）

本会の資産については、第7条第1項に定める代表がこれを管理する。

第6章（慶弔見舞）

第20条（弔慰見舞）

会員またはその配偶者が死亡したときは、弔電を奉呈する。

第21条（結婚祝い）

会員が結婚するときは、祝電を贈る。

第7章（運営実務）

第22条（ガイドブック運用）

「柏ラグビースクールコーチングガイド」にて、運営方針、指導方針、考え方、ラグビー指導指針、コーチの心得等を別途定め、細則について規定する。

第23条（ガイドブック改訂）

ガイドブックの改訂は、指導員の起案により、コーチ会議の出席全員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は代表が採決する。

付則

1. 本規約の解釈に疑義が生じた場合は代表が決定する。
2. 本規約は平成5年4月1日より施行する。
3. 平成27年4月13日改訂（平成27年4月12日臨時総会にて承認）
第2条、第3条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第14条、第16条、第18条を改訂

第22条、第23条を追加

4. 平成28年4月1日改訂（平成28年3月26日総会にて承認）
第2条、第3条、第18条、第23条を改訂
5. 平成29年4月1日改訂（平成29年3月25日総会にて承認）
第18条を改訂
6. 平成30年4月1日改訂（平成30年3月17日総会にて承認）
会の名称を変更、第1条、第7条、第8条、第9条、第10条、第15条を改訂
7. 2019年4月1日改訂（平成31年3月30日総会にて審議）
第10条を改訂
8. 2020年6月7日改訂（令和2年6月7日臨時総会にて審議）
第16条を改訂
9. 2020年9月1日改訂（令和2年8月23日臨時総会にて審議）
第4条、第18条を改訂
10. 2021年4月1日改訂（令和3年3月27日総会にて審議）
主務、副務を廃止、ゼネラルマネージャー、カテゴリマネージャーを新設、第18条を改訂